

Subject: 【催告状】

【代理人】

弁護士：武田 直樹
弁護士：土田 義彦
弁護士：上村 修一

下記の催告状にアクセスして頂きご案内に沿って退会処理を行ってください。

・ 催告状

http://

当職らは、この度貴方様が登録している総合有料情報交換サイト、無料 SNS サービス及び、異性交流アプリやその提携企業姉妹サイトより依頼を受け同社の代理人として債権債務の調査の任にあたる事となりましたので、本状をもって通知申し上げます。

依頼人が運営する情報サイトでは、無料期間の登録後、継続利用の意思がない場合は無料期間中に退会するよう、サイトに掲載するなどの通知義務を果たしております。※会員規約に記載されております。ところが、貴方様は自ら無料期間中にご登録を行っていながら、無料期間が終了したにも関わらず、有料情報サイトの支払い（月額料金）を行わず、依頼人からの再三にわたる支払い請求にも一向に連絡をされておられません。

依頼人の調査では、貴方様宛てのメールアドレスが一部宛先エラーとなった期間もあった為、貴方様が「故意の無視」を強く示唆していることは明らかです。

今回、民事提訴準備の為、貴方が利用する携帯会社へ利用端末情報開示請求を行い、現在貴方様が使用しているメールアドレスを取得しました。

今後は本メール受信後、期日内に依頼人に連絡無き場合、または、貴方様と依頼人との当事者間での解決が見込めない場合、または、現在使用している貴方様のメールアドレスがエラーになった場合、やむなく法的手続を執る旨、申し添え民事訴訟の手続きを強制執行させていただきます。

貴方様が今すぐ退会する旨を依頼人に連絡し、当事者間での解決を行う意思がある場合は、以下の催告状の内容を確認し、期日までに催告状に記載されている通り指定の任意整理(退会処理)を行ってください。

尚、連絡無き場合は催告状通りに訴訟が強制執行となる他、遅延損害金が加算され続けますのでご注意ください。

本通知を閲覧したにも関わらず、指定期限内の入金（利用料金のお支払）が確認できなかった場合、アクセス情報をプロバイダに提出し、お客様のメールアドレス・プロバイダの契約情報から追跡し、身元調査を行い、顧問弁護士による少額起訴制度を利用した請求を行います。

利用料金のお支払が確認できなかった場合、法律に基づきまして、債権管理回収業の営業許可企業に回収業務の委託を行います。

その際、認証に送信いただいた電子機器情報経由、及び、アクセス元情報を委託先企業に提出し、法的措置を必ず行います。

指定期日までに貴方様が解決する意思が確認できない場合、必ず民事訴訟を強制執行します。

民事では、指定簡易裁判所からの口頭弁論通知書の送付後に出廷となります。

貴方様が欠席した場合は、当方の主張が全面的に受理されますので、即時訴訟を開始させていただきます。

その後、貴方様の給料差押え及び、動産物、不動産物等の財産の差し押さえを執行官立会いのもと強制

執行させていただくこととなりますのでご了承ください。

（財産の差押えは滞納している本人だけでなく、滞納者の世帯主や親（連帯納付義務者）の財産までも差押えられます）

以上をもちまして、提訴通告とさせていただきます。

下記の催告状にアクセスして頂きご案内に沿って退会処理を行ってください。

・催告状

http://

【対応受付時間】

8 時～20 時

こちらのメールは配信専用となっております。

直接返信をされないようお願い致します。